

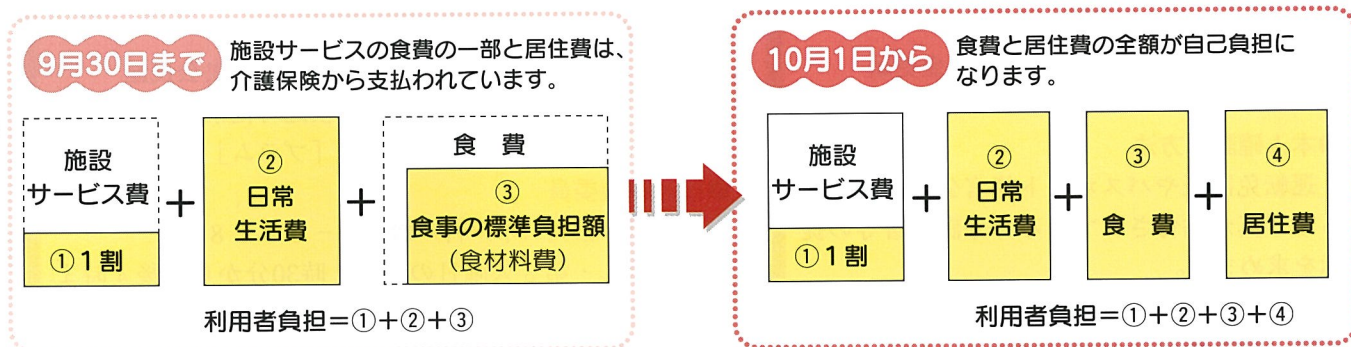
10月から「介護保険施設などの利用料が変わります」

介護保険施設などの居住費・食費が自己負担に!!

介護保険法が改正され、平成17年10月1日から、介護保険施設などの居住費・食費が自己負担になります。

《自己負担となるサービス・内容》

- ・介護保険施設（介護福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の居住費と食費
- ・短期入所サービスを利用した時の滞在費と食費
- ・通所サービス（通所介護、通所リハビリテーション）を利用した時の食費



注1 ③の部分が自己負担です 注2 「居住費」とは、部屋代や光熱費をいいます

※介護保険施設入所者及び短期入所サービスを利用する方で、「低所得の方は、自己負担が軽減」されますので、下記をご覧になって役場保健福祉課に申請してください。

入所者及び短期入所をご利用になる方のうち、「所得の低い方は、申請により居住費と食費が保険給付の対象となり、自己負担が軽減」されます。

（通所介護、通所リハビリテーションは保険給付の対象外です）

《自己負担の軽減対象者の区分》

利用者負担段階

第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円超266万円以下の方

注 1段階～3段階に該当する方で、負担軽減を受けたい方は、サービス利用前に役場保健福祉課へ申請してください。

注 該当する方で、現在、ご利用になっていない方については、利用する時に手続きを忘れず行ってください。

●高額介護サービス費が見直されました。

高額介護サービス費は、月々の介護サービス費の1割にあたる自己負担の合計金額について、負担が重くなりすぎないように所得に応じて上限額を超えた分が介護保険から払い戻される制度です。

今回の改正で、所得の低い方の上限額の見直しがされ、また、10月から申請が初回の一度でよいことになりました。

《新しい対象区分》

第1段階	(上限額) 15,000円	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	15,000円	・市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方
第3段階	24,600円	・市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円超266万円以下の方
第4段階	37,200円	・1段階～3段階以外の方

※問い合わせ先 保健福祉課 介護保険係 ☎(82) 8818